

議案第14号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例（昭和42年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

「広報広聴室
第1条中「広報広聴室」を に改める。
コンプライアンス推進室」

第2条広報広聴室の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

コンプライアンス推進室

(1) 職員のコンプライアンスの推進に関する事項

第2条企画部の事務分掌(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 組織に関する事項

(5) 財政に関する事項

第2条企画部の事務分掌中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 公共施設の総合的調整に関する事項

第2条総務部の事務分掌(4)を次のように改める。

(4) 定数管理及び職制に関する事項

第2条総務部の事務分掌中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを1ずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加える。

(5) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

2 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び広報広聴室」を「、広報広聴室及びコンプライアンス推進室」に改める。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

第7次小田原市総合計画第1期実行計画の効果的かつ効率的な推進を図るための組織機構の整備を行うため提案するものであります。